

京都府女性活躍応援事業補助金(職場)の対象となる事業例

募集要項「2 補助対象となる事業」関係

取組の種類	取組の効果	事業類型		留意事項	
		区分	事業内容の例	共通	個別
①女性の雇用又は管理職への登用の拡大を図るための取組等(職場環境の整備を含む)	ア 主導的な役割を担うことができる女性の育成 イ 女性の当該取り組み等への新たな参画 ウ 女性の活躍に資する知識の習得	I 研修の実施・参加等	A女性の管理職(課長相当職以上)を新たに登用する、増やすことを目的とした研修		・「登用」は配置替・職種替・身分替等社会通念上認められるものとする。 ・通常業務の延長線上でスキルアップを図るための研修は対象外
			B管理職になるために必要な資格、技能を取得させることを目的とした研修		
②職業能力の開発及び向上を図るための取組等	ア 主導的な役割を担うことができる女性の育成 ウ 女性の活躍に資する知識の習得	I 研修の実施・参加等	A女性の管理職(課長相当職以上)を新たに登用する、増やすことを目的とした研修	・事業内容及びスケジュール、又は事業実施後の展開が、一般事業主行動計画に記載されている内容と整合すること。 ・事業内容等に記述する数値目標及び達成の見通し等について根拠を明確にすること	・通常業務の延長線上でスキルアップを図るための研修は対象外
			B管理職になるために必要な資格、技能を取得させることを目的とした研修		
③仕事と生活の調和を図るために必要な環境の整備を図るための取組等	イ女性の当該取り組み等への新たな参画	IIIフレックスタイム・在宅勤務制度の実施等	C離職防止のため、在宅勤務を希望する職員がいる場合における、当該勤務に必要な通信機器等の貸出		・女性の雇用(ポジティブアクション)に関する部分についてのみ対象 ・現に実施する対象者がいること。
			C離職防止のため、在宅勤務を希望する職員がいる場合における、当該勤務に必要な通信機器等の貸出		
④妊娠、出産、育児若しくは介護に伴う離職の防止や、それらに伴う休業からの円滑な復帰を支援するための取組等	イ 女性の当該取り組み等への新たな参画 ウ 女性の活躍に資する知識の習得	II女性の雇用を促進するための職場環境整備 IIIフレックスタイム・在宅勤務制度の実施等	D制度の導入(フレックスタイム・在宅勤務等)や充実(休暇・休業等)のための就業規則等の改正		・女性の雇用(ポジティブアクション)に関する部分についてのみ対象 ・現に実施する対象者がいること。
			E産休や育休等からの復帰時のblankを埋めるための研修等		

※取組の種類・・・交付要綱第2条第1項第2号イ 関係

※取組の効果・・・交付要綱第2条第1項第2号ウ 関係

※法令の定める基準・・・労働安全衛生規則、事務所衛生基準規則等(詳細は男女共同参画課に御相談ください。)